

## 施設サービス

以下は、要介護 1 から 5 の人のみのサービスです  
(一部を除く)。要支援者の人は利用できません。

施設サービスは、利用者本人にとって、どのようなサービスが必要なのかによって選択していきます。入所するためには、施設への申込みが必要になります。入所が決まった際には、施設との契約を結びます。ただし、入所の順位は、申込み順ではなく、施設が行う「入所判定委員会」の決定を受けてからとなります。これは、介護サービスの必要度の高い人にサービスを提供するための措置です。

各施設の入所要件につきましては、各施設にお問い合わせください。

生活全般の  
介護が必要な人

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で、日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は原則として要介護 3 以上の人が対象です。

リハビリを  
受けたい人

### 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活の場で  
長期療養したい人

### 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

## 施設サービスを利用した場合の利用者負担額の目安

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割～3割・居住費等・食費・日常生活費が利用者の負担となります。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は段階ごとに負担限度額が設定されており、利用者はその限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。なお、本人と配偶者（世帯分離している場合も含む）の課税状況や預貯金等の金額によっては、特定入所者介護サービス費等の対象になりません。低所得者の負担限度額の詳細については、『ショートステイや介護保険施設サービスを受ける際の「居住費・食事の軽減」について』のページをご覧ください。

**基準費用額**：1日あたりの施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める金額

○居住費等：ユニット型個室 2,006円

                                ユニット型個室的多床室 1,668円

                                従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,171円）

                                多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 855円）

○食費：1,445円